

羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、羽曳野市広告掲載要綱(平成17年12月1日施行。以下「要綱」という。)

第4条に基づき、羽曳野市納税通知書等送付用封筒(以下「封筒」という。)への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(封筒の種類等)

第2条 前条に規定する封筒の種類は次の各号のものとする。

- (1) 固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒
- (2) 市民税・府民税(個人住民税)・森林環境税納税通知書送付用封筒
- (3) 軽自動車税納税通知書送付用封筒

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、掲載位置及びサイズ等を考慮して別に定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 要綱別表の羽曳野市広告掲載基準を満たさないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、納税通知書等の送付用封筒に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(使用期間等)

第5条 封筒は、当初納税通知書発送及びそれ以降の随時変更通知書等発送に使用するものとする。ただし、作成した封筒を全て使用することを約するものではない。

(最低申込金額)

第6条 各封筒の広告1件当たりの最低申込金額(消費税及び地方消費税を含む。)は封筒1枚につき1円とする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、羽曳野市ウェブサイト及び広報はびきのにより行う。

2 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載申込者」という。)がない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

(申込資格)

第8条 広告掲載申込者は、本市の市税を滞納している場合は、次条第1項の規定による申込みをすることができない。

2 広告掲載申込者が法人である場合にあっては、前項に定めるもののほか、当該法人の代表者が本市の市税を滞納しているときは、次条第1項の規定による申込みをすることができない。

3 広告掲載申込者の役員又は代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、次条第1項の規定による申込みをすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 羽曳野市暴力団排除条例(平成24年羽曳野市条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(掲載申込)

第9条 広告掲載申込者は、羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項及び申込金額を記入し、掲載を希望する広告案並びに個人にあっては代表者の、法人又は団体にあっては役員の氏名、フリガナ、住所、性別及び生年月日が記載された名簿を添えて、羽曳野市市民生活部税務課(以下「税務課」という。)に掲載を申し込むものとする。

2 第6条第1項に規定する最低申込金額に満たない申込金額の申込は無効とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前条第3項各号のいずれかに該当するか否かを大阪府羽曳野警察署に対して照会し、回答を得るものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、要綱第6条に定める羽曳野市広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)に広告の内容及び掲載の可否について審査を求めるものとする。

2 市長は、委員会からの報告に基づき、申込に記載された広告の内容及び、第4条に規定する広告掲載の基準を満たしていると認められた広告掲載申込者のうち、申込金額が最も高い者を広告主として決定するものとする。ただし、申込金額が最も高い申込者が複数あるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体

(2) 公益法人及び公益的団体(前号に掲げるものを除く。)

(3) 私企業のうち公共的性格を有する企業

(4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの(前号に掲げるものを除く。)

(5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの(第3号に掲げるものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定によっても広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

4 市長は、2項及び前項の規定により、広告の掲載又は不掲載を決定したときは、羽曳野市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込みに対する結果通知書(様式第2号)を、それぞれ広告掲載申込者に送付するものとする。

(広告原稿の提出)

第11条 広告掲載が決定した広告掲載申込者(以下「広告主」という。)は、税務課が指定する期日までに、電子データの形式で広告の原稿を税務課に提出するものとする。

2 市長は、提出された原稿について、封筒に掲載することが適当でないと認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

(広告主及び本市が負担する広告作成にかかる経費)

第12条 広告主は、広告掲載料とは別に、広告作成に係る経費として、広告のデザイン及びレイアウトに係る作成費用を負担するものとする。

2 本市は、広告作成に係る経費として、封筒の購入費用及び広告の印刷代を負担するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、結果通知書に記載された納付期限までに、市長が指定する方法によって広告掲載料を一括納付するものとする。

2 広告掲載料が期限までに納付されないときは、その掲載決定を取り消し、第10条による審査において次点となった広告掲載申込者を広告主とする。

(広告の著作権)

第14条 広告の著作権は、原則として、広告主に帰属するものとする。ただし、広告主と別途取り決めがあるときはこの限りではない。

(広告の掲載)

第15条 税務課は、前条の広告掲載料の納付を確認後、広告を掲載した送付用封筒を作成する

ものとする。

- 2 広告主の責めに帰すべき事由により、前項の規定により作成した送付用封筒を使用できなくなったときは、広告掲載料を返還しないほか、送付用封筒の再作成にかかる費用を広告主は負担しなければならない。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 4 広告主の責に帰すべき事由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載している封筒の発注価額を限度に賠償の責を負うものとする。
- 5 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、広告の掲載を決定した後に、第 4 条各号又は第 8 条第 3 項各号のいずれかに該当すると判明したときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第 18 条 市は、広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(委任)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 28 日から施行する。